

貸切バスの運賃について

川崎市バスでは、国土交通省より令和5年8月25日付けで公示された「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」に基づき、お客様からいただく貸切バスの運賃を次のとおり算定しています。

運賃 = 「時間制運賃」+「キロ制運賃」

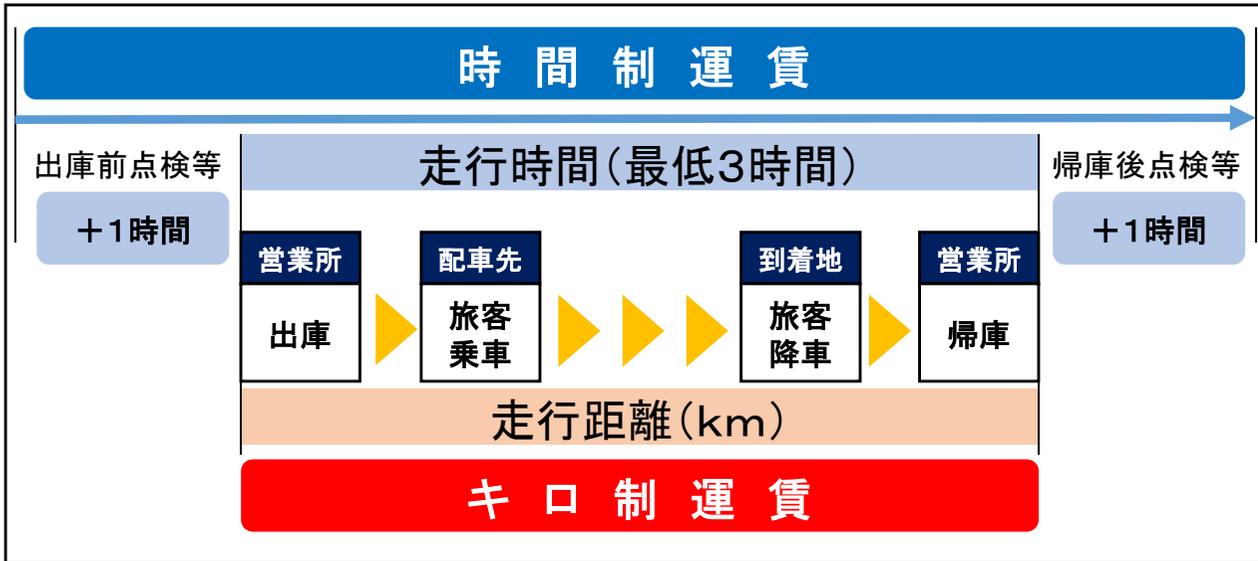
「時間制運賃」= (走行時間+2時間) × 時間単価

- 走行時間とは、バスが営業所を出庫した時間から、帰庫するまでの時間を指します。
- 走行時間の前後1時間ずつ、計2時間を、車両点検・点検時間として走行時間に加算します。

「キロ制運賃」= 走行距離(km) × キロ単価

- 走行距離とは、バスが営業所を出庫してから帰庫するまでの距離を指します。

運賃計算のイメージ



運賃に関する注意点

- ◆ 運賃の計算にあたっては3時間が最少単位となります。(3時間未満のご利用でも3時間の運賃となります。)
- ◆ 走行時間の端数は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げます。
- ◆ 距離制運賃は、10キロ単位となります。(走行距離が12キロの場合、20キロの運賃となります。)
- ◆ 22:00～翌5:00に係る部分については時間制運賃が2割増となります。
- ◆ 学校割引・福祉施設割引の設定もございます。
- ◆ 見学場所での待機等で駐車料が発生する場合は、お客様に手続きをしていただき、直接お客様にてお支払い等をしていただきますので、ご了承ください。
- ◆ その他、運賃等の詳細についてはお問い合わせください。